

監査対象：財団法人 群馬県国際交流協会

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>1 領収書の取扱いについて</p> <p>領収書は重要であるので厳格に管理する必要がある。</p>	<p>平成17年度から領収証(控)の連番管理を行うとともに管理簿も作成した。</p> <p>また、個人等に金銭を支払うケースで、協会が本人に代わって領収書を用意し本人から領収印及び署名を頂く場合は、収入時に使用する領収書とは別の様式とした。</p>
<p>2 有価証券の会計処理について</p> <p>取得価額と額面の差額につき受取利息の控除として決算をしているが、取得価額で評価する必要がある。</p>	<p>既に購入した国債等の会計処理については、「満期までの期間毎期一定の方法で額面と取得価額の差額を減額する方法(償却原価法)」に改める。</p> <p>については平成17年度決算時に、上記と異なる処理を行った数件について一括修正を行い、以降、一定額の減額処理に移行することとする。</p>
<p>3 会計規程に基づく計算書類の作成について</p> <p>計算書類は会計規程に則って作成されるべきであり、会計規程の中で現状にそぐわない部分があれば適宜改定すべきである。</p>	<p>会計規程中、現状にそぐわない部分については、平成17年7月に所要の改正を行った。</p> <p>また、公益法人会計基準改正への対応については、平成18年度中に財務会計システムを変更し、平成19年度から新基準を適用する予定である。</p>
<p>4 役員に対する退職金について</p> <p>役員に対する退職金については規程どおり理事会の議決を経てから支払うべきである。</p>	<p>今後、同様の状況が発生したときは、理事会の議決を経てから退職金を支給する。</p>
<p>5 福利厚生について</p> <p>福利厚生として行った補助はあまりにも個人的なものが多く、その支出の正当性については再検討する必要がある。</p>	<p>平成16年度においては「福利厚生事業に係る内規」を定め、選択型福利厚生制度を採択していたが、平成17年度からは支出の正当性に留意し、職員の健康診断のみを福利厚生事業の対象とした。</p>
<p>6 勤怠管理について</p> <p>出勤簿には毎日押印するとともに、責任者は出勤簿を閲覧して確認印を押印することも必要である。</p>	<p>「出勤簿」には出勤後遅滞なく出勤印を押印するとともに、出張、休暇、勤務振替等の場合はその旨附記している。</p> <p>なお、出勤簿の管理については、外部監査後(平成16年9月)新たに欄を設け事務局長が確認の上、押印するようにした。</p>

意見	改善措置
<p>1 随意契約における理由及び見積合わせ省略理由が不明確な事例について</p> <p>随意契約選択理由、見積合わせ省略理由及び予定価格が明示されていない事例が見受けられた。</p>	<p>外部監査後(平成16年9月)起案には必ず、随意契約の理由、見積合わせ省略の場合には当該根拠条項及び予定価格を明記するようにした。</p>
<p>2 外国人未払医療費対策事業について</p> <p>外国人未払医療費対策事業については、寄附行為の事業目的との適合性が曖昧である。また、申請書のチェックや病院による回収努力の把握等について、いくつかの留意点が見られた。</p>	<p>(1) 事業目的適合性について 在住外国人に対する支援は県協会が取り組むべき事業であることを明確にするため、平成17年7月に寄附行為を改正し、第4条に「在住外国人の支援に関する事業」を追加した。</p> <p>(2) 実施上の問題点について 診察時における本人確認等の不徹底及びこれに伴う申請書記載事項の不備を是正し、対象案件の適正な申請を図るため、「外国人未払医療費対策事業に係る補填金申請書の記載について」(平成17年2月18日付け群国協第50号-群馬県国際交流協会理事長通知)を対象医療機関及び県医師会等に対して発出した。</p>
<p>3 賞与引当金計上の必要性について</p> <p>プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。</p>	<p>他の公社・事業団の動向等を勘案しながら検討していきたい。</p>
<p>4 人件費の計算書類上の表示について</p> <p>国際交流協会の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。</p>	<p>平成18年度予算編成から、人件費は従事している業務内容に応じて区分することとし、県派遣職員及び管理部門を担当するプロパー職員に係る人件費は管理費(給料手当)に、直接事業の実施に関与しているプロパー職員の人件費は事業費(給料手当)に計上することとする。</p>
<p>5 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について</p>	<p>別掲(「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照)</p>
<p>6 理事会の強化について</p> <p>経営管理体制の構築という観点からも、理事会を強化し、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。</p> <p>また、少なくとも一人は常勤理事が必要である。</p>	<p>理事会は、県、市町村、企業、民間団体、県民等各界各層の声が反映され、審議の公平さが確保されるよう構成されているが、臨機・迅速な意思決定が困難な側面がある。</p> <p>今後は、理事会がより効果的に運営されるよう、事業進捗状況等の最新情報を積極的に理事に提供し意見を求めるなど、理事との双方向の意思疎通を一層重視していきたい。</p> <p>また、欠員となっている常勤理事については、配置されることが望ましいところであるが、現在、県職員である副理事長並びに専務理事職にあった理事から適宜指導を受け、適正な事務の執行に努めているところである。</p>

意見	改善措置
<p>7 理事会への代理出席について</p> <p>理事会への代理出席は他の理事を代理にする以外は、認めるべきはでない。</p>	<p>寄附行為第29条の規定どおり、理事会へ出席できない理事の表決は、あらかじめ通知された事項について書面をもって行うか、他の理事を代理人として表決を委任するかに限られるため、任意の代理人による出席は認めない。</p>
<p>8 人事運用の自立化について</p> <p>自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。</p>	<p>協会プロパー職員が、自立的、効率的な運営を行っていけるよう、現在、派遣職員が担っている経営管理について、その一部をプロパー職員に代替させていく。</p>
<p>9 人件費抑制施策について</p> <p>プロパー職員の待遇見直し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求められる。</p>	<p>財政状況が厳しい中、協会運営のコスト削減に努めているところであるが、総コストに占める比率の高い人件費の抑制は重要な課題となっている。現在のところ県の給与体系に準拠しているが、今後は能力・実績を反映した処遇に努めたい。</p>
<p>10 行政コスト計算書の作成と活用について</p> <p>団体の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。</p>	<p>当協会が県補助金で運営されている実態に鑑み、県民が負担すべきコストの観点から経営状況を評価する左記計算書を平成17年度決算時から作成することとしたい。</p>
<p>11 国際交流協会の事業目的について</p> <p>寄附行為に挙げられている事業目的が、抽象的、包括的過ぎるきらいがあると思われる。</p>	<p>当協会が行う国際化事業は特定の地域を対象にしたものではなく、県内各地域の状況に応じて県、市町村及びNPOなど民間団体と協力しながら弾力的に推進していく必要がある。そのため事業目的もある程度抽象的、包括的な表現にならざるを得ないと考える。</p>
<p>12 サロンの活用について</p> <p>サロンについて、有効活用を検討することが望まれる。</p>	<p>様々な機会を通じて広くPRを行うとともに、利用者、ボランティア及び賛助会員などの意見も参考にしながら、積極的な利用を図っていききたい。</p>
<p>13 賛助会員について</p> <p>国際交流協会の賛助会員は減少傾向だが、賛助会員の増加努力が望まれる。</p>	<p>これまでも各種パンフレットやホームページ、機関紙などを通じて募集を図ってきているが、更に各種イベントなどの機会を通じて積極的にPRを図っていききたい。また、協会が行う事業の参加負担金について既に行っている会員割引制度を更に充実させるなど加入特典を増やし、入会のメリットを実感してもらえよう工夫することにより、賛助会員の増加を図っていききたい。</p>

意見	改善措置
<p>14 国際交流協会運営の今後のあり方について</p> <p>社会環境が変化する中、他団体との連携を深め、人的、質的、物的事業援助等のコーディネート業務を展開する等、時代に対応することが望まれる。</p>	<p>当協会は県内の中核的な国際交流組織として、地域の国際交流全般にわたり各種事業を展開し、市町村国際交流団体の先駆となってきた。</p> <p>しかし、各地域に同種の団体が設立されている現在、県国際交流協会としては、全県的な立場で体制整備を図ることが必要な領域、市町村国際交流協会、NPO間の情報共有化やネットワーク化等横断的調整機能が求められる領域等において、今後も中核的な役割を果たしていきたい。</p>

監査対象：財団法人 群馬県森林・緑整備基金

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>1 林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償還事由について</p> <p>林業就業促進資金貸付事業において貸付金の一時償還すべき事由が発生しているにもかかわらず、請求されていない。</p>	<p>今年度中に一時償還の事務処理を行い完納させる。</p>
<p>2 貸付金の会計処理</p> <p>貸付金の増減額は、補助金収入等または事業費等ではなく別科目として表示すべきである。基金会計規程別表第3も改正を要する。</p>	<p>平成16年度決算から会計科目を適正な科目に組み替えを行った。</p>
<p>3 計算書類総括表改善の必要性について</p> <p>(1) 寄付行為第9条では区分経理する業務を規定している。しかし、林業雇用改善促進事業については、支援センターの特別会計に含まれており区分経理されていない。</p> <p>(2) 計算書類の総括表の会計区分が特別会計の区分と一致しない。</p> <p>(3) 総括収支計算書以外の総括表について会計区分別表示がなく、一括して作成されている。</p> <p>(4) 計算書類の総括表作成方法として内部取引の消去が行われていない。</p> <p>(5) 総括正味財産増減計算書の当期収支差額の転記記入及び貸付金増減額に記入に誤りがある。</p>	<p>平成16年度決算から次のとおりとした。</p> <p>(1) 寄附行為で定める特別会計の定めるとおり区分経理を行った。</p> <p>(2) 寄付行為第9条に定めるとおり財務諸表を作成した。</p> <p>(3) 総括表（正味財産増減計算書、貸借対照表）に3区分の特別会計を計上し作成した。</p> <p>(4) 内部取引消去欄を設けた。</p> <p>(5) 適正に計上した。</p>

意見	改善措置
<p>1 森林整備機械化推進事業におけるリース使用期間実態把握について</p> <p>リース使用期間実態の把握が不十分である。(確認作業の規程化が必要)</p>	<p>長期(1カ月以上)に渡るリースにあっては、調査票による使用期間の実態確認を行う。</p>
<p>2 補助簿の記帳方法について</p> <p>(1) 締切手続がとられていない。</p> <p>(2) 期中残高・合計の記入がなされていない。</p> <p>(3) 同一頁に複数科目が記載されている。</p>	<p>平成16年度決算から次のとおりとした。</p> <p>(1) 締切処理を行った。</p> <p>(2) 記入した。</p> <p>(3) それぞれ別頁に記載した。</p>
<p>3 貸借対照表における投資有価証券の表示について</p> <p>貸借対照表の基本財産の現金預金中の債券は投資有価証券といった科目で区分表示すること。</p>	<p>平成16年度決算から投資有価証券に区分表示した。</p>
<p>4 人件費の計算書類上の表示について</p> <p>支援センターの人件費はすべて事業費として、基金の部の人件費は管理費として決算されているが改善する必要がある。</p>	<p>平成17年度に勤務状況を調査し、平成18年度予算に適正に計上する。</p>
<p>5 計算書類の注記事項について</p> <p>計算書類の注記事項が欠落している</p>	<p>平成16年度決算から注記事項を記載した。</p>
<p>6 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について</p>	<p>別掲(「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照)</p>
<p>7 理事会の強化について</p> <p>最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせるよう理事会の体制を強化すべきである。</p>	<p>常勤役員である常務理事を中心に、理事会の機能強化に努めたい。</p>
<p>8 中長期経営計画について</p> <p>事業目的を達成するために、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定することが必要である。</p>	<p>現在の森林・林業の振興に関して真に必要な基金事業の検討を行うため、平成16年度から民間の関係者からなる(財)群馬県森林緑整備基金事業等検討委員会を設置し、事業の効率的執行のための見直しを毎年度行い予算に反映させている。</p>
<p>9 人事運用の自立化について</p> <p>自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略を持つことが望まれる。</p>	<p>少ない財源で事業を効率的に実施する上では、多くのプロパー職員を雇用することは難しいと思われるが、有能なプロパー職員を育成し、基金運営等が停滞しない体制を整備するよう努めたい。</p>

意 見	改善措置
<p>10 人件費抑制施策について</p> <p>コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要である。</p>	<p>今後、県派遣職員の削減が見込まれており、これに対応するための体制整備を図ることとしている。</p>
<p>11 行政コスト計算書の作成と活用について</p>	<p>県との連携を取りながら適切に対応したい。</p>
<p>12 基金運営の今後のあり方について</p>	<p>設立目的達成のためにより一層効率的に事業を実施することができるよう組織体制の見直しを行うと共に、基金事業については、林業関係者の意見を聴き、そのニーズに即した事業を実施し、健全な森林の育成整備と林業関係者の社会的経済的地位の向上に努めていくこととする。</p> <p>また、事業を安定的継続的に実施できるようにするため、基本財産の更なる適正運用と自主財源の充実に努める。</p>

監査対象：財団法人 群馬県農業公社

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>1 入札手続について</p> <p>指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が数多く認められた。「群馬県農業公社下請工事等実施要領(案)」(以下、要領(案)という。)に基づく契約事務の執行のためであるが、これは、根本的に見直す必要がある。</p>	<p>「群馬県農業公社下請工事等実施要領(案)」は廃止し、平成17年度から群馬県財務規則に沿って実施する。</p> <p>競争入札を実施せずに随意契約するものについては、平成17年度からその理由を書面に残し、設計図書に保存する。</p> <p>財団法人群馬県農業公社会計規程で理事長権限として県財務規則と異なる手続きを認めている点に関しては、平成18年3月の通常理事会で財団法人群馬県農業公社会計規程の改正を行う。</p> <p>改正内容は、同規程第32条「契約事務手続は、群馬県財務規則(昭和55年群馬県規則第27条)の規定に準じて行うものとする。ただし、理事長が同規則によることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。」のうち、ただし書部分を削除する。</p> <p>適正な契約事務を徹底するため、平成17年度に研修会の実施、手続書の作成等を行う。</p>
<p>2 見積りを実施していない随意契約について(いわゆる1者随意契約について)</p> <p>1者随意契約はあくまで例外処理であり、契約の客観性、合理性の確保等の観点から正当な理由のある場合を除き3者以上の見積り合わせを実施するよう改善されたい。</p>	<p>工事委託等の見積りについては、平成17年度から正当な理由がある場合を除き3者見積り合わせを実施し、その理由を明確に書面に残し、設計図書に保存する。</p>
<p>3 備品等に係る管理手続について</p> <p>備品等の内、現物の日常管理及びリース資産の峻別管理につき改善の必要がある。</p>	<p>備品等の管理責任者について平成17年度から事務所内は総務グループリーダー、機械センターは農地利用グループリーダー、現場は現場代理人を指定して管理を徹底する。</p> <p>なお、平成16年11月に固定資産整理票、リース整理票を作成し、所有固定資産・リース物件に貼付し管理の適正化を図った。平成17年度から毎年度末に備品等の現物と台帳の照合を実施する。</p>
<p>4 収入印紙、切手の管理の徹底について</p> <p>貯蔵品の収入印紙、切手の管理につき改善の必要がある。</p>	<p>平成17年度から、日常の管理として切手印紙受払簿と残枚数を終業時に点検し、事務局長による確認管理を徹底した。</p>
<p>5 就農支援資金貸付制度の一時償還の適用時期について</p> <p>貸付金の一時償還免除の要件を満たさない事例が見受けられたので改善されたい。</p>	<p>本件の対象者については、監査時点では確認できなかったがその後の調査で一時償還免除対象者として認められた。</p> <p>平成17年度から、貸付対象事業に係る就農届の速やかな提出を促し、繰上償還の有無について確認調査を行っている。</p>

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>6 用地貸付料収入に付随する会計処理について</p> <p>農地保有合理化事業に伴って取得する農用地等の評価について、受け取った貸付料を減額評価しているが、預り金として経理し、土地の評価からは減額するべきでない。</p>	<p>経理の継続の原則の考えから、貸付が継続している貸付料収入は、現在の経理で行い、新たに貸し付けた案件の貸付料から預り金として経理する。なお貸付料の経理処理については平成17年度に「貸付タイプの事業上の留意点(試案)」(平成13年5月(社)全国農地保有合理化協会)を参考に行うこととする。</p>
<p>7 計算書類総括表作成の必要性について</p> <p>公社は、就農支援資金につき特別会計を行っているが、一般会計との総括表の作成が欠落している。</p>	<p>平成16年度決算から財務諸表に一般会計と特別会計(就農支援資金)の総括表を追加した。</p> <p>なお、公益法人会計基準の改正による新基準方式への移行は平成18年度に実施予定で、総括表の作成も新基準方式に則り実施する。</p>

意見	改善措置
<p>1 指名競争入札における指名業者の選定手続について</p> <p>指名競争入札における指名業者選定手続が明確ではなく、改善の必要がある。</p>	<p>平成17年度中に「財団法人群馬県農業公社指名業者選定委員会の設置及び運営に関する要領」の見直しを行い、指名業者選定については、選定理由を明確にし、その結果を書面として設計図書に保存することとする。</p>
<p>2 契約締結後の変更工事について</p> <p>契約締結後の変更工事については限定的なものにとどめるべきであり、新たに物理的に付加するような工事については、別工事として入札手続を要すると思われるので、その取扱いについては慎重に対応することが望ましい。</p>	<p>設計変更は、必要最小限にとどめるとともに、設計変更を行う場合は、経緯、特殊事項等を回議用紙に詳細に記載することとする。</p> <p>設計変更については、土地改良事業設計基準積算編（群馬県農業局）に則り、「設計図書に明示されたものと現場が相違し、当初設計では工事の目的を達成することが困難と判断された場合」に実施するものとしている。</p> <p>このため、全体計画にあるものの、当初設計に見込まれておらず、別途入札等により施工可能なもの（既発注の工事へ新たに物理的に付加するような工事）については、残工期、施工現場の状況等を十分検討し、適切に対応する。</p>
<p>3 随意契約時見積合せ対象業者の選定について</p> <p>随意契約時見積合せ対象業者が適正な等級の業者から選定されていない場合がある。</p>	<p>「群馬県建設工事請負業者選定要領」（県土整備局）第13条に定められた発注標準金額区分から、適正な業者を選定する。</p>
<p>4 農地取得の際に十分な調査が欠けていたと考えられる事例について</p> <p>農地保有合理化事業に伴って取得した農地につき、売却差損が発生した事例、内容にかしのある事例等が見受けられた。特殊な事例と思われるが、このようなことが発生しないよう農地取得時には格段の注意を払うべきである。</p>	<p>従来から実施している事前調査や情報収集をより一層徹底すると共に、売渡しに当たっては制度資金等の活用による即売りを促し、売却差損の発生防止に努める。</p> <p>一時貸付を伴う場合は、事前に経営計画書等の提出を求めると共に、定期的な相手方の意思確認、必要に応じて関係機関等と連携の上、随時農業経営に係る技術的指導、助言等を行い、一時借入をしている農家の経営状況の把握に努める。</p>
<p>5 農用地等譲渡代金経費加算額の計算規程について</p> <p>本規程については、昭和48年12月19日理事長決裁の社内伺い文書にて承認され、今日に至っているが、30年も経過しているので、内容の見直しが必要であると思われる。</p>	<p>他県の状況等を調査し、平成17年度中に内容の見直しを行う。</p>

意見	改善措置
<p>6 就農支援資金貸付制度の利用状況について</p> <p>本貸付制度については、利用状況が半分程度しかなく、改善の必要がある。</p>	<p>就農支援資金の種類等については「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」、「同法施行令」で規定されており、再構築は法令の改正を要する。</p> <p>しかし、当該資金の貸付けに係る原資は県からの借入金であることから、資金需要と償還額を考慮した効率的な運用を図ることを念頭に、滞留資金が生じた場合は余裕金を県に償還し、滞留資金の縮減に努める。</p>
<p>7 農作業受委託促進特別事業の債権保全について</p> <p>本事業による前払金のうち、債権保全対策が必ずしも十分でないと思われるものがあるので、改善されたい。</p>	<p>借入金に見合った補償能力を有する者等、連帯保証人の人的条件について、各種資金制度の例を参考に、平成17年度中に財団法人群馬県農業公社受託料前払資金貸付規程の改正を行う。</p>
<p>8 賞与引当金計上の必要性について</p> <p>プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。</p>	<p>他の公社・事業団の動向等を勘案しながら、平成17年度中に引当金の計上を検討する。</p>
<p>9 人件費の計算書類上の表示について</p> <p>公社の計算書類において公社採用職員(プロパー職員)の人件費は事業費に、県派遣県職員の人件費は管理費に各々計上されているが、事業費と管理費の区分は県派遣か否かではなく、従事している業務内容に応じてなされるべきである。</p>	<p>公益法人会計基準の改正による平成18年度実施予定の新基準方式への移行に合わせて、従事している業務内容に応じて人件費計上の見直しを行う。</p>
<p>10 財務状況の公開について</p> <p>公社はホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分で、積極的に公開することが必要である。</p>	<p>平成17年9月から、ホームページ上で財務諸表を公開した。</p>
<p>11 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について</p>	<p>別掲(「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照)</p>
<p>12 旧事務所の有効利用について</p> <p>公社事務所が入っているビルの敷地内に旧事務所の建物があるが、現在利用されていない。その有効活用の意味から、事務所移転による経費節減効果を検討する価値があると思われる。</p>	<p>当該建物は、現在県の所有管理下にある。平成17年度から農業会議とのワンフロア化を実施し、入居中である公社ビル内事務所の賃貸料の負担軽減を図っている。</p>

意見	改善措置
<p>13 損益計算の必要性について</p> <p>年度別、事業別、業務別の損益計算、コスト分析等行っていないので、効率的な運営管理ができない状態である。今後企業会計的な手法を取り入れることが必要である。</p>	<p>公益法人会計基準の改正による平成18年度実施予定の新基準方式への移行に合わせて、事業別・損益計算を作成し、事業毎に分析の上、これからの公社運営・管理に反映させる。</p>
<p>14 経費の部門別配賦計算について</p> <p>経費の部門別配賦計算は、予算の多寡によって経費を配分する方法ではなく、合理的な配分基準により正しく行われる必要がある。</p>	<p>公益法人会計基準の改正による平成18年度実施予定の新基準方式への移行に合わせて、合理的な配分基準を作成し、経費配分を見直す。</p>
<p>15 理事会の強化について</p> <p>公社は、独立した法人として経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からでなく経営という観点からも最高意思決定機関及び業務執行監督機関として機能が果たせる体制とする必要がある。また、少なくとも最低1人は常勤理事が必要である。</p>	<p>平成17年度から県農業会議とのワンフロア化及び事務局長兼任を実施したことに合わせて、県農業会議会長が公社副理事長に就任し、副理事長の欠員を補選したことにより、理事体制の整備強化を図ったところである。常勤理事が必要との指摘については、公社経営の観点からその趣旨が理解できるので、基本的に常勤する理事を置く方向で、平成18年4月を目途に可能な方策を検討したい。</p>
<p>16 中長期経営計画について</p> <p>現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。農業を取り巻く情勢は今後さらに厳しくなることが予想される中で、事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。</p>	<p>平成16年度に原案を作成し県との協議を行っている。17年度に改めてその内容を見直し検討のうえ、年度内に正式決定する。</p>
<p>17 人事運用の自立化について</p> <p>自立的、効果的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。</p>	<p>県派遣職員の引上げに対応した体制整備に向けてプロパー職員の意識改革、資質の向上を図っている。具体的には、全体会議における今後の公社運営に関する協議検討、各種研修会への参加、業務上必要となる資格の取得・講習の受講等である。</p>
<p>18 人件費抑制政策について</p> <p>コスト削減の重要課題として人件費抑制政策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求められる。</p>	<p>職員人件費の抑制は経費節減の重要課題であるが、過去数年間で職員数は半減していて、これ以上の人員削減は業務執行に支障を生じかねない。については、現状の職員数を維持しながら新規事業への積極的な取り組みを進めるため、平成18年度を目途に公社独自の給与体系を検討の上実施する。</p>

意見	改善措置
<p>19 行政コスト計算書の作成と活用について</p> <p>公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は公社の実態を表すものとは言いがたく不十分であると考えられる。公社の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。</p>	<p>行政コスト計算書は作成・公表する方向で検討する。</p>
<p>20 公社運営の今後のあり方について</p> <p>現在の農業・経済環境は、公社の設立当時とは大幅に変化し、最近の決算では当期収支差額もマイナスとなっており、また国庫事業も大幅に変動する等、その運営方針も見直すべき時期に来ていると思われる。</p>	<p>県行政の補助者として、農業者等を支援する業務に取り組み、安定した経営体制を構築し、群馬の農業・農村の持つ多面的機能（水資源・自然環境等）の維持・保全を図る。</p> <p>具体的には、農地保有合理化事業については、点的な事業展開から、面的、集团的な事業展開を目指す。</p> <p>各種補助事業や農地利用に係る諸施策と連携し、集落営農組織の立ち上げ、効果的な農業経営の規模拡大など、集团的な農用地の確保・利用集積により、担い手の確保を目指すものとする。</p> <p>担い手支援事業については、「青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づく「群馬県青年農業者等育成センター」としての機能の充実を図る。関係機関と連携し、県域を対象とした総合的な支援体制の整備を目指す。</p> <p>しかし、このためには、人的、予算的な支援を必要とすることから、県との調整を図りつつ、体制の強化を進めて行くものとする。</p> <p>農用地開発等事業については、農地造成事業を主にしてきたが、遊休農地を活用した、コントラクター（作業請負者）業務（粗飼料生産・収穫業務等）を主とした事業に切り替え、今後農地の保全管理、担い手の確保・育成、遊休農地解消対策等の事業に取り組む。</p>

監査対象：財団法人 群馬県フラワー協会

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>1 入札手続について</p> <p>指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。</p>	<p>財団法人群馬県フラワー協会会計規程に則り、厳格に指名競争入札を行うよう平成16年10月から改善した(一部は実施済み)。</p> <p>また、平成17年度から、「入札指名委員会」を開催し、合理的かつ適正な業者の選定を行うこととした。</p>
<p>2 備品等に係る管理手続について</p> <p>県有財産である備品等の現物管理は、管理手続が明確でなく改善を要する。</p>	<p>平成17年度当初に、県から備品台帳(県備品管理システムによるもの)の送付を受け、これに基づき、適正な備品管理を行うこととした。</p> <p>平成17年度から、管理契約に基づき、廃棄等の必要が生じた備品については事前に県との協議、3月31日現在における数量、廃棄状況について翌年度の4月30日までに県への報告、毎年8月中に備品台帳と現物の照合確認を行うこととした。</p>
<p>3 収入印紙、切手等の管理及び会計処理について</p> <p>年度末における未使用残高については資産とすべきものであり、貸借対照表の貯蔵品に計上する必要がある。</p>	<p>平成16年度決算から、未使用の切手残高は貯蔵品に計上するように改善した。</p>
<p>4 勤怠管理について</p> <p>出勤簿の管理について改善の必要がある事例があった。</p>	<p>平成16年10月から出勤印の押印を徹底するとともに各部門の責任者が、その確認を行うこととした。</p> <p>また、同時に、振替休日については、「振替」印を押印し、明確にするように徹底した。</p>

意見	改善措置
<p>1 指名競争入札における指名業者の選定について</p> <p>指名業者の選定について、広く入札に参加させるなど柔軟な入札業務を工夫したかどうか。</p>	<p>平成17年度から、業者間の競争により公正な価格形成を図る入札制度の本来の機能が有効に発揮されるよう、「入札指名委員会」を設け、選定業者の多様化を図るとともに、指名台帳により過去の指名実績、契約履行状況等を総合的に勘案し、公正、効率的な業者選定ができるように改善した。</p>
<p>2 積算価格の精度見直しの必要性について</p> <p>指名競争入札契約で落札価格が過去3年間毎年上昇している事例があるが、積算価格の精度の見直しを行う必要があるのではないか。</p>	<p>平成16年10月から、市場の状況等を確認し、最新の情報により、予定価格を算定することし、その精度を高める工夫を図ることとした。</p>
<p>3 高額な1者随意契約について</p> <p>高額な1者随意契約については、対象業者を近県にも範囲を拡大するなどして、可能な限り指名競争入札を採用していく方向で検討されたい。</p>	<p>特殊な業務にあっても、県内業者だけでなく、近県にも範囲を広げるなど広く対象者を求め、指名競争入札を行うこととし、競争原理の導入によりコストの縮減を図る。</p>
<p>4 入園券の管理と実地棚卸について</p> <p>入園券は金券であり現金と同程度のリスクがあるため、管理手続の改善が望まれる。</p>	<p>平成16年10月から、入園券については、毎日閉園後に、総務管理グループにおいてその状況を確認することとし、この中で、実地棚卸を行い、現金(売上)との整合を確保することとした。</p>
<p>5 賞与引当金計上の必要性について</p> <p>プロパー職員の期末及び勤勉手当については、賞与引当金を計上し、発生主義で会計処理を行うべきである。</p>	<p>県予算との関係もあり、18年度会計から、適正な形への改善を行うこととした。</p>
<p>6 諸税未払金計上の必要性について</p> <p>消費税等については未払消費税等として、法人税、住民税及び事業税については未払法人税等として貸借対照表の負債の部に計上し、資金の範囲に含めることが必要である。</p>	<p>平成16年度決算から、消費税、法人税等の諸税については、「未払消費税等」「未払法人税等」として、貸借対照表の負債の部に計上し、資金の範囲に含めることとした。</p>
<p>7 人件費の計算書類上の表示について</p> <p>フラワー協会の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。</p>	<p>平成17年度から、各事業ごとに、人件費を計上し、各事業の経費が明らかになるように改善した。</p>
<p>8 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について</p>	<p>別掲(「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照)</p>
<p>9 委託料の精算方式について</p>	<p>別掲(「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照)</p>

意見	改善措置
<p>10 利用料金の取扱いについて</p> <p>利用料金については、法改正の趣旨を生かすためにも、当初設定委託料の利用料金実績による増減補正は行わないよう改善することが望まれる。</p>	<p>次年度の利用料金の設定は難しい側面があるが、意見のとおり実現可能な数値の検討を進める一方、春先の天候等による入園者の増減も考慮した料金設定も併せて検討することとしたい。</p>
<p>11 理事会の強化について</p> <p>独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、理事会を強化し、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。</p>	<p>平成17年7月から常勤の理事長を置き、理事会の機能強化を図ることとした。</p>
<p>12 経営会議等の活用について</p> <p>「経営会議」は、理事会を補完する機能があるの、これを活用していくことは、有効である。</p>	<p>平成16年度以降、指定管理者制度の導入を見据えて、経営会議のもとに、経営改善委員会等の組織をおき、各種の改善を行ってきた。</p>
<p>13 指定管理者制度への対応について</p> <p>導入が予定されている指定管理者制度に対応し、組織全体を対象として、中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用する等、態勢を整える必要がある。</p>	<p>指定管理者制度の導入に対応すべく、職員採用のあり方を改善した他、各種の改善を実行してきた。</p>
<p>14 テナント業者出店料について</p> <p>テナント業者出店料についてはその数値の信頼性を高める努力をすることが望まれる。</p>	<p>平成16年10月から、テナント業者から売上状況の裏付けとなる書類の提出を求めることとした。</p>
<p>15 部門別収支計算書の作成について</p> <p>現在フラワー協会が作成している部門別収支計算書は、法人税等の税額計算に使用されておらず、協会の事業目的にも合致していないが、事業別に作成し、事業別の状況把握をすることが有効と考える。</p>	<p>平成18年度から、現行の部門別収支計算書に代えて、事業別収支計算書を作成し、事業ごとの状況を把握し、以後の計画策定、経営管理に活用する。 また、公益法人会計基準の改正に対応して、適正な会計処理を行う。</p>
<p>16 人事運用の自立化について</p> <p>自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略を持つことが望まれる。</p>	<p>経営改善計画に基づき、長期的視野に立った協会独自の職員育成を行う。</p>
<p>17 人件費抑制策について</p> <p>コスト削減の重要課題として人件費抑制策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、職員配置の再検討等の実施が必要である。</p>	<p>職員の給与体系を見直し、実績主義を導入するなど、人件費圧縮の検討を行う。 また、職員一人一人の能力を上げることにより、労働生産性を向上させ、コスト削減を図る。</p>

意見	改善措置
<p>18 行政コスト計算書の作成と活用について</p> <p>フラワー協会の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。</p>	<p>フラワー協会の運営上生じる行政コストの大きさを認識し、県民の負託に答えるために、集客力の向上、事業内容の充実により行政コストの圧縮に努める。また行政コスト計算書を作成し、公表については今後検討していく。</p>
<p>19 ショッピングプラザ等の経営について</p> <p>ショッピングプラザ等の経営については、本来フラワー協会が外部委託も含め一体として経営するのが望ましく、JAとの交渉、協議を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度の導入に合わせて、レストラン等の販売部門は指定管理者の一体管理となる。また来園者の便宜向上の観点から、販売部門の強化を図る検討を行いたい。</p>
<p>20 ぐんまフラワーパークの利用状況等及び今後のあり方について</p> <p>ぐんまフラワーパークは入園者数の増加を図るとともに、財務内容の改善、近隣類似施設との関係のあり方及び競合等の回避または調整を図る必要がある。</p>	<p>平成16年に策定した「経営改善計画」の着実な実行を行う。</p>

監査対象：社団法人 群馬県畜産協会

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>1 群馬県地域畜産総合支援体制整備事業受託金の受託事業費について</p> <p>委託契約書第6条(再委託の制限)では、第三者への再委託を禁じているが、ホームページの整備に関しては再委託が実施されている。事前に県の承認を得た事実もない。</p>	<p>再委託が必要な場合には、実施計画書に明示し、事前に委託者の承認を得て実施するよう平成16年度から改善した。</p> <p>また、追加支出が必要となる場合には、追加見積を徴求の上、内部決裁を経て処理するよう平成16年度から改善した。</p>
<p>2 家畜防疫互助基金補助事業特別会計の総勘定元帳の記帳について</p> <p>同特別会計の精算処理に関し一部総勘定元帳に記載不足があり、どのように会計処理されたか明確さに欠けた。また、平成13年度で多額の未清算勘定を計上しているが、これらのうち平成14年度の決算過程で精算されるべきものが精算されていない。</p>	<p>全ての会計処理が内部承認をもとに複式簿記で網羅的に総勘定元帳に記帳されるよう平成16年度から改善した。</p> <p>また、貸借対照表に残った資産負債も内訳を明確にして内部承認手続きを経て、早期に精算されるよう改善し、平成15年度決算における未収金、仮払金、未払金等の未精算勘定については、平成16年10月にはすべて精算した。</p>
<p>3 取引記録の内部承認手続について</p> <p>家畜防疫互助基金補助事業特別会計での収支について、未収金、未払金等の決算振替処理、他会計との取引では「収支伺い」に証ひょうが添付されていないものが散見される。</p>	<p>本会は畜産関係4団体を逐次統合してきたが、経理事務については、統合前の団体事業のまま処理していたため、経理事務の適正化・効率化を図るため、平成15年度に経理事務を集約した専門部署を設置した。</p> <p>平成16年度からは、内部承認手続のチェック体制をさらに強化し、会計処理に関する基本伝票の「収支伺い」には必ず証ひょうを添付し内部承認を受けることとした。</p>
<p>4 実態のない経費を未払金として計上する会計処理について</p> <p>平成14年度において予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上し、その後平成15年度に一般会計に入金して収入として計上しているが、このような会計行為は問題である。</p>	<p>前述のとおり、本会では経理事務体制の強化を図り、適正な経理事務に努めている。</p> <p>平成14年度決算での起票間違いが原因であったが、以後起票間違いを発生させないように努めている。</p>
<p>5 計算書類の誤りについて</p> <p>計算書類の作成手続に整合性がない。決算繰越額及び計算書類相互間が不一致であり、計算書類が誤って作成されている。</p>	<p>前述のとおり、本会では経理事務体制の強化を図り、適正な経理事務に努めている。</p> <p>計算書類の作成についても、会計責任を果たすべく公益法人会計基準に則り適正な計算書類の作成に努めている。</p>
<p>6 計算書類における内部取引項目の整合性について</p> <p>計算書類総括表における内部取引項目の整合性がない。</p>	<p>前述のとおり、本会では経理事務体制の強化を図り、適正な経理事務に努めており、計算書類等も会計基準に則り適正に作成している。</p> <p>平成16年度計算書類においては、内部取引項目も適正に表示した。</p>

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>7 特別会計の閉鎖手続について</p> <p>特別会計の閉鎖手続に改善すべき点が見られた。</p>	<p>今後特別会計を閉鎖する必要性が生じた場合は、適正な閉鎖手続を実施する。</p>

意見	改善措置
<p>1 群馬県畜産振興事業補助金の実質的な補助目的について</p> <p>同補助金は畜産ヘルパーの人材確保が最大の目的とされているが、補助目的に対応する固有の事業を具体化した実施計画、実績報告を明確にする必要がある。</p>	<p>本事業は平成15年度で終了しているが、その後実施している「群馬県畜産経営流通対策事業」においては、監査結果に留意しつつ、事業実施要領に基づき事業実施している。</p>
<p>2 酪農ヘルパー組織運営体制強化事業補助金の使途について</p> <p>同補助金の使用目的は利用組合の組織運営体制強化にあるが、現在の配分方法では組織率（加入率）アップへのインセンティブに乏しい。</p>	<p>本事業は平成15年度で終了し、その後平成16年度から実施している「酪農ヘルパー事業円滑化対策事業」においては、酪農経営の法人化等による経営構造の変化により、利用組合加入率アップは望めなくなったことから、ヘルパー出役活動費補助を中心にして、ヘルパーの活動が活発な利用組合に対し多く補助する仕組みに見直した。</p>
<p>3 酪農ヘルパー利用拡大事業補助金中の受託金について</p> <p>同補助金のうちに、委託契約書に基づく受託金が含まれていた。</p>	<p>補助金収入・補助事業費、助成金収入・助成事業費、受託金収入・受託事業費をしゅん別できるよう、平成16年度から補助事業は特別会計、受託事業は一般会計に経理区分して対応している。</p>
<p>4 畜産経営活性化基金の補助金について</p> <p>同補助金について、畜産ヘルパーの出役活動が休日以外であることについて改善することが望まれる。</p>	<p>休日利用と休日以外利用の補助金単価を見直して、休日利用の増加を図るための改善を平成16年度から実施した。</p>
<p>5 家畜衛生対策運営基盤強化事業助成金について</p> <p>同助成金について、改善すべき点が見受けられた。</p>	<p>助成先である5つの家畜自衛防疫協議会連合会等に対する平成16年度事業説明会において、実績報告書には適正な領収書を必ず添付することを徹底した。</p> <p>また、本会内部の体制も経理専門部署を平成15年度に設置し、平成16年度からチェック体制を強化した。</p>
<p>6 賞与引当金計上の必要性について</p> <p>プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。</p>	<p>補助金・助成金を交付する全国機関と会計処理方法について検討・調整し、平成17年度事業の決算から実施する方向で検討する。</p>
<p>7 計算書類の注記事項について</p> <p>畜産協会の計算書類には注記事項があるが、一部記載漏れになっている項目がある。</p>	<p>公益法人会計基準に基づき、計算書類の注記事項を記載するよう平成16年度決算に係る計算書類では改善した。</p> <p>公益法人会計基準改正への対応は、平成18年度から対応する。</p>

意見	改善措置
<p>8 監事の監査機能の強化について</p> <p>監事の監査はその機能を全うしているのか、また制度として有効に機能しているのか疑問である。抜本的な見直しが必要である。</p>	<p>監事の監査機能の強化を図るため、公認会計士と平成18年度から顧問契約をし、監事と公認会計士との意見交換・連携により監事の能力アップと監査機能の強化を図る。</p>
<p>9 県の畜産協会に対する出資金について</p> <p>県の畜産協会に対する出資金431,800千円は寄託金であり、内容を見直す必要がある。また、畜産協会の定款における基本財産の規程は不十分であると思われる。</p>	<p>出資金のとらえ方について見直しを行い、定款における基本財産の規程について平成18年3月開催予定の通常総会に提案し、見直しを行う。</p>
<p>10 理事会の強化について</p> <p>現在21名の理事全員が非常勤であり、常勤理事がいないが、経営という観点から少なくとも最低一人は常勤理事が必要であると思われる。また理事会を補完する会議として「定例会議」があるが、これを活用していくことは、有効であると考えられる。</p>	<p>平成17年6月21日の通常総会で定款改正し、常勤理事1名を設置することとし、理事会を強化した。</p> <p>また、職員全員参加による「定例会議」を毎月開催しており、理事会を補完する会議として活用していく。</p>
<p>11 行政コスト計算書の作成と活用について</p> <p>公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は畜産協会の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。畜産協会の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。</p>	<p>公益法人会計基準に基づき計算書類を作成し公表するとともに、平成17年度決算から行政コスト計算書も作成・公表する方向で検討する。</p>
<p>12 畜産協会運営の今後のあり方について</p> <p>県が推進した畜産関係公益法人の組織再編の結果、現在の畜産協会にそれぞれの機能が集約されているのであるが、統合のメリットが完全に活かされているとは言い難い状況にあると思われる。業務内容の見直しによる重複業務の排除及び業務の標準化・集中化によるスケールメリット等を検討されたい。</p>	<p>4年間にわたって計画的に畜産関係4団体を逐次統合してきたが、平成12年度の家畜畜産物衛生指導協会との統合、平成13年度の畜産ヘルパー協会との統合では、依然として旧団体別の事業・人員配置が継続され、単に事務所がワンフロアになったという状況であった。</p> <p>そこで、平成15年4月の畜産物価格安定基金協会との統合を契機に組織・人員を含めた機構改革を実施した。</p> <p>その重点は、職員が十分に能力発揮できる体制と総合機能強化を第1とし、事業量にあった人員配置、共通部門の一元化などを中心に、大きくなった組織の運営円滑化のため経理部門を一元化した企画総務部、農家の生産現場指導（旧畜産会、旧衛生指導協会、旧ヘルパー協会）を担う経営支援部、生産者補給金事業（旧畜産会、旧価格安定基金協会）を担う価格安定事業部の3部制とした。この結果、職員は旧組織の担当事業にこだわることなく広く事業を担当し、機動性が高くなった。</p> <p>第2は適正な人員配置を図るため、外部団体から職員派遣の支援を受け、人員削減を実施した。</p>

意見	改善措置
	<p>これにより、旧団体の総人数は県OBの役職員8人、プロパー職員8人、出向職員4人の20人体制であったが、現在は常勤役員1名、プロパー職員10名、出向職員4名に、減員分は臨時職員で対応している。</p> <p>第3は、職員の意識改革のため、「全員が畜産協会の一員である」との意識を持つよう、旧団体にとらわれない人事異動を平成15年度から実施しており、職員の一体感が高まっている。</p> <p>第4は、生産者に期待される協会を目指し、旧4団体の事業を継承するにとどまらず、生産者が組織する団体事務局を担当し畜産農家の情報交換の場としての役割を担うよう図った。</p>

監査対象：財団法人 群馬県馬事公苑

監査結果 指摘事項	改善措置
1 入札手続について 指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。	平成16年度の外部監査受検後、財団職員全体に財務規則の規定内容を周知し、適正な事務処理を行っている。 さらに、平成17年度に常勤役員を配置することにより、事務処理のチェック機能を高めている。

意見	改善措置
<p>1 備品等に係る管理手続について</p> <p>県有財産と預り品が混在して管理ができていない備品がある。</p>	<p>平成5年度に購入した備品は全て廃棄されており、不用備品として平成16年度に事務処理をした。</p> <p>今後は定期的に備品の確認を行い、県有財産と預かり品を明確に区分するとともに、不用備品については適切な事務処理をし、備品管理台帳の整備を行うこととした。</p>
<p>2 稼働率の低い施設について</p> <p>利用の少ない施設(宿泊施設)があるが、稼働率を高める対策が必要である。</p>	<p>施設の有効利用の方法について検討することとする。</p>
<p>3 賞与引当金計上の必要性について</p> <p>プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。</p>	<p>職員給与については、その財源の大半を県からの補助金に依存している状況であるが、平成18年度から対応するよう検討している。</p>
<p>4 人件費の計算書類上の表示について</p> <p>事業費に人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。</p>	<p>平成17年度の収支予算書から業務内容に応じた適切な費目に区分した。</p> <p>具体的には、事務局長以下、専ら施設管理に係る事務に従事する職員の人件費は管理費、乗馬インストラクターの人件費は事業費に区分した。</p>
<p>5 計算書類の注記事項について</p> <p>計算書類に注記事項が欠落しているが、注記事項は計算書類の一部であり、記載が必要である。</p>	<p>平成16年度収支決算から実施した。</p>
<p>6 財務状況の公開について</p> <p>ホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分で、積極的に公開することが必要である。</p>	<p>県民が自由に閲覧できるよう、従来から県民センターに決算書類を送付していたが、平成16年9月からは県ホームページにも掲載した。</p>
<p>7 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について</p>	<p>別掲(「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照)</p>
<p>8 委託料の精算方式について</p>	<p>別掲(「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照)</p>
<p>9 理事会の強化について</p> <p>独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、理事会を強化し、経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。最低一人の常勤理事が必要。</p>	<p>平成17年3月に寄附行為を改正して、平成17年6月に民間から常勤理事長を選任した。</p> <p>また、「理事長が理事を選任する」との規定を改め、評議員が理事を選任することとし、理事会の業務執行機能のチェック体制を整備した。</p>

意見	改善措置
<p>10 指定管理者制度への対応について</p> <p>中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用する等、指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。</p>	<p>指定管理者に指定されるべく、諸規程を見直し、事務局体制を強化するとともに、事業費、管理費及び人件費の節減を図り、組織を強化して対応していきたい。</p>
<p>11 中長期経営計画について</p> <p>現時点において、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するため、安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。</p>	<p>収支計画を中心とした平成18年度からの5カ年計画を、平成17年8月に、作成した。</p>
<p>12 人事運用の自立化について</p> <p>自立的、効率的な経営のため、主体的な人事戦略を持つことが望まれる。</p>	<p>新たに選任された常勤理事長を中心に、新たな職員処遇の諸規程を整備するとともに、平成18年4月から効率的な人員配置、雇用形態の見直し、イベント実施時のボランティアの活用等を行うこととする。</p>
<p>13 人件費抑制施策について</p> <p>コスト削減のため、人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、組織、職制の簡素化、職員配置の再検討等の実施が求められる。</p>	<p>県準拠の給与関係諸規程を見直し、財団独自の給与体系及び諸規程を策定し、平成18年度から人件費の節減を実施する。</p>
<p>14 行政コスト計算書の作成と活用について</p> <p>公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は、不十分。コストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し、公表すべきである。</p>	<p>平成17年度から作成・公表する方向で検討している。 なお、様式・作成基準等については、県と協議の上進める。</p>
<p>15 馬事公苑^{えん}の今後のあり方について</p> <p>現在の社会、経済環境は、馬事公苑^{えん}の設立当時とは大幅に変化し、その存在意義も見直すべき時期に来ていると思われる。また、施設の老朽化対策も必要である。</p>	<p>乗馬は、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々がそれぞれのスタイルで楽しむことができ、健康保持や青少年教育にも貢献できることに加え、動物とふれあいながらできる唯一のスポーツである。</p> <p>馬事公苑^{えん}では「いつでも、だれでも、手軽に乗馬を楽しむ」ことをコンセプトに、初心者にとって乗馬を身近なものとし、県内乗馬人口の底辺拡大、乗馬技術の向上等の事業展開を行っており、公的機関^{えん}として馬事振興の役割を担い、これからも馬事公苑の果たすべき役割は大きいものがあると考えられる。</p> <p>また、県計画である「21世紀のプラン」“本物に触れる”の中でも、生き物に触れることにより生命の尊^{えん}さを学ぶことの重要性が記されているが、馬事公苑では馬とのふれあいはもちろん、小動物コーナーを設け、動物とふれあえる場として、小中高・養護学校・大学等の体験活動をはじめ、子供会・育成会等の活動、保育園・幼稚園の見学及びポニー乗馬等に数多く活用されている。</p>

意 見	改善措置
	<p>少子化や都市化が進みつつある中で、馬事公苑^{えん}の役割は重要性を増しつつあり、今後とも乗馬だけの施設ではなく、子供から高齢者まで動物とのふれあいや憩いの場として活用できる公共施設として、青少年育成や障害児等の受入を拡充し、「子どもを育てるなら群馬県」の施設として社会に貢献していく必要がある。</p> <p>なお、施設の老朽化に対しては、財団が指定管理者に指定された場合は、改修計画を作成の上、県と協議したい。</p>

監査対象：財団法人 群馬県建設技術センター

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>1 入札手続について</p> <p>指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。</p>	<p>平成17年4月1日から群馬県財務規則に準じ適正処理を行うこととした。</p>
<p>2 備品等の除却処理について</p> <p>備品等で廃棄済みのもの及び現物はあるが現在は使われていないものの管理につき改善の必要がある。</p>	<p>平成16年9月に備品台帳と現物を照合し、備品台帳の修正・整理を行い、不用物件については、廃棄処分を行った。</p>
<p>3 貯蔵品計上漏れについて</p> <p>図書、ビデオ等で貯蔵品として計上されていないものがあるが、金銭的にも計上すべきであり、受払管理も必要である。</p>	<p>平成16年度決算においてすべての貯蔵品について計上した。</p>
<p>4 収入印紙、切手等の管理及び会計処理について</p> <p>切手の受払簿と現物の照合手続きは年度末でしか行われておらず、日常の管理が行われていないに等しい。改善を要する。また、通信運搬費の中に、年度末の切手の未使用残高877千円が含まれている。切手の在庫については正味財産増減計算書から減額し、貸借対照表の貯蔵品に計上する必要がある。</p> <p>(1) 切手受払表の月末残枚数が記載されていない (2) 切手の受払の日常的な管理がされていない (3) 年度末在庫が購入枚数と比べて過大である (4) 年度末の切手の未使用残高が資産として計上されていない</p>	<p>(1)(2) 切手の残枚数を確認できる様式とするため、切手受払簿の様式を平成17年4月から改正した。</p> <p>(3) 購入に当たっては、在庫が過大にならないよう適正な管理に努めることとした。</p> <p>(4) 平成16年度決算時に収入印紙及び切手については貯蔵品として資産計上した。</p>
<p>5 事業収入の認識基準について</p> <p>事業収入の認識基準に則った計上がされていない事例があるので改善されたい。</p>	<p>会計基準に事業収入の収入認識基準が明示されていなかったため、「収入計上基準に関する要領」を制定し、平成17年4月1日から実施した。</p>

意見	改善措置
<p>1 随意契約における理由及び見積合わせ省略理由が不明確な事例について</p> <p>随意契約選択理由及び見積合わせ省略理由が不明確な事由が見受けられた。</p>	<p>物品購入回議書、契約同等に随意契約理由、見積合わせ省略理由に該当する地方自治法施行令及び県財務規則の条項を平成17年4月1日から明記することとした。</p>
<p>2 リース契約における予定価格の範囲について</p> <p>実質的に途中解約不可能のリース契約については、予定価格をリース期間のリース料総額として、契約の条件（入札が随意契約か）を決定すべきである。</p>	<p>平成17年4月1日からリース物件の特性を考慮し、リース期間のリース料総額を予定価格として、群馬県財務規則に準じ契約方法を決定している。又、実施伺いに、地方自治法施行令及び県財務規則に基づく契約方法の決定理由を明記することとした。</p>
<p>3 同一業者との継続契約について</p> <p>同一業者との継続随意契約は、業者との契約価格に関する客観性合理性に関して疑義が生じるので、競争による経済性確保の観点から、見直しが求められる。</p>	<p>平成17年4月1日から群馬県財務規則に基づき3社（者）以上から見積合わせを実施し、安易に同一業者と随意契約することのないよう執行することとした。</p>
<p>4 現金管理について</p> <p>事業収入には現金入金によるものもあるが、出納帳が不備である。</p>	<p>平成16年10月1日より「現金管理簿」を作成し毎日担当者と出納役が確認し押印するよう改善した。</p>
<p>5 備品等の現物管理について</p> <p>備品、貯蔵品に関する台帳管理、現物管理について改善すべき点がある。</p>	<p>備品については、平成16年9月に備品台帳と現物の照合を行い、備品台帳の整理を実施した。薬品類については、同年10月1日に「薬品管理簿」を作成し、受払状況及び現在保有量を記載することとした。</p>
<p>6 事務処理誤りに対応した会計処理について</p> <p>過年度に生じた過剰支払が当年度において精算されているが、過剰支払が生じていることに関する会計処理が適切になされなかった。（次年度の支払と相殺処理していた）</p>	<p>今後は、このようなことのないよう支払い時において、十分注意し、このような場合は、仮勘定科目に振り替えることとする。</p>
<p>7 減価償却積立預金について</p> <p>減価償却積立預金の内容が不透明なので、センターとしての方針を明確にし、積み立てられるべき内容及び金額の見直しを実施することが望まれる。</p>	<p>平成17年4月以降取得した固定資産については、税法に基づき減価償却を行い、減価償却積立預金は、必要なものについて行うこととした。</p>
<p>8 雇用保険料に関する会計処理について</p> <p>給与控除の雇用保険料については雑収入とせず、共済費との相殺処理すべきである。</p>	<p>今後は、共済費に戻入することとし、平成17年度より、相殺処理をすることとした。</p>

意見	改善措置
<p>9 建築防災事業費の報償費の消費税等課税区分の誤りについて</p> <p>建築防災事業費の報償費中の県マイホーム関係手数料は消費税等課税区分を非課税でなく課税とすべきであった。</p>	<p>平成16年度分については、関係当事者の了解を得て課税仕入れとした。今後は十分注意して適正に処理する。</p>
<p>10 賞与引当金計上の必要性について</p> <p>プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。</p>	<p>平成17年度より引当計上することとした。</p>
<p>11 人件費の計算書類上の表示について</p> <p>センターの計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。</p>	<p>平成17年度より人件費を各事業ごとに振り分けて計上することとした。</p>
<p>12 計算書類総括表における内部取引項目の消去または開示について</p> <p>センターは一般会計と特別会計との総括表を作成しているが、内部取引項目の消去又は開示が欠落しているため、これを改善することが望ましい。</p>	<p>平成17年度より決算書枠外に開示することとした。</p>
<p>13 県派遣職員に対する人件費負担金のあり方について</p>	<p>県派遣役員の人件費相当額の補助は、平成17年度に廃止された。</p>
<p>14 理事会の強化について</p> <p>センターは独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけでなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。</p>	<p>平成17年度から理事会の開催頻度を高め、最高意思決定及び業務執行監督機関としての役割強化を図ることとした。</p>
<p>15 中長期経営計画について</p> <p>現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。</p>	<p>現在、中長期経営計画の策定を進めている。理事会の承認後、年度内に公表する。</p>
<p>16 人事運用の自立化について</p> <p>自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略を持つことが望まれる。</p>	<p>18年度中に人事管理計画を策定し、人材育成及びプロパー職員の管理職への登用を進める。</p>

意見	改善措置
<p>17 人件費抑制施策について</p> <p>コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求められる。</p>	<p>人件費の抑制は緊急の課題である。プロパー職員の賃金については、成果主義の導入を柱として平成18年度中に人件費抑制策を検討する。</p>
<p>18 行政コスト計算書の作成と活用について</p>	<p>平成17年度より人件費を各事業ごとに振り分けたところであるが、行政コスト計算書の作成と活用については、理事会・評議員会で検討したい。</p>
<p>19 建設技術センターの今後のあり方について</p> <p>(1) 研修事業</p> <p>(2) 設計積算事業</p> <p>(3) 材料試験事業</p> <p>(4) 建築防災事業</p> <p>(5) 土木遺産収集保存事業</p> <p>(6) 地質調査システム開発</p>	<p>各事業に対する基本的な方針は次のとおりである。</p> <p>(1) 研修事業については、建設行政に携わる職員の資質の向上に努めてきたが、経営環境の改善と研修レベルの向上を図るため研修内容の抜本的な見直しと高度化を図った。また、平成17年度より一部の研修を除き有料化を導入し、経営の改善に努めた。</p> <p>(2) 設計積算事業については、引き続き県・市町村業務の補完・支援に努めていくが、今後受託量の減少が見込まれることから、CALS/E C関連業務やCMなど新規業務の開拓に取り組むこととする。</p> <p>設計積算料金設定の見直しについては、この料金設定が全国的なものであることから、今後の経営状況の推移等を見据えて検討していきたい。</p> <p>(3) 材料試験事業は県内唯一の公的試験機関としての責任を踏まえ、厳しい経営環境のなか業務を継続してきた。今後とも公共投資の縮小などに伴い経営環境の改善は難しい。人員の縮小、見直しを実施したが、今後は新JISに伴う新規業務開拓、試験料金の見直しなどを検討することとする。</p> <p>(4) 建築防災事業については、将来民間との競争が発生する可能性がある。民間と競争条件を同じくするため計画的に県の関与を縮小する。なお、県民の全てが等しくサービスを受けられるように業務区域の拡大を計画的に進めていくこととし、平成17年度は安中市、松井田町、新町を新たに業務区域に加えた。</p> <p>(5) 土木遺産収集保存事業業務については、平成16年度に第2集の原稿を作成し、平成17年度に印刷・発刊する予定である。</p> <p>(6) 地質調査システム開発については、平成16年度システムの開発を概成し、データの収集に着手した。平成17年度は前橋市及び高崎市のデータベースを構築し、公表する予定である。</p>

監査対象：財団法人 群馬県教育文化事業団

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>1 入札手続</p> <p>指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。</p>	<p>指摘のあった平成14年度における契約事務の事例は、当時、事業団と生涯学習センターが統合し、現在の事業団として組織されたところで、契約事務は、統合後の会計規程に基づき、一括で処理すべきところを別々に処理してしまったことから発生したもので、その後は、事業団会計規程を厳守し、適正な事務処理を行っている。特に、ミスを防止するため、複数のチェックに努めている。</p>
<p>2 備品等に係る管理手続</p> <p>備品等の実地棚卸及び管理台帳との照合が行われていないが、公の施設の管理受託業務に該当するので、現物確認管理につき改善されたい。</p>	<p>県が整備した管理台帳（備品及び工作物）に基づき、平成17年5月までに現物確認を行った。その後、重要備品等の使用・保管場所の点検を年1回程度行うこととした。</p>
<p>3 備品等の除去処理について</p> <p>備品等で廃棄済みのもの及び現物はあるが現在使われていないものの管理につき改善の必要がある。</p> <p>(1) 少年科学館の展示用工作物について (2) 視聴覚スタジオについて (3) 分煙器について</p>	<p>(1) 指摘のあった廃棄済みの備品等については、県に廃棄処分登録を依頼し、公有財産管理台帳への処分登録を行った。（県は、平成17年8月16日付けで処分登録）以降の手続きについては、展示用工作物等を更新する際に、県に依頼することとした。</p> <p>(2) 生涯学習センター内の視聴覚スタジオは室内の意匠替えを実施し、平成17年の1月より音楽練習・コーラス演劇練習等の目的で県民に開放し、利用してもらっている。</p> <p>(3) 県民会館で購入した分煙器10台は、健康増進法の施行を受け「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が改正され、分煙器を設置しただけでは基準をクリアできなくなったことから、6台は平成15年12月に、残り4台は平成16年12月に除去処理をした。今後は、事前調査を十分行い、無駄な出費を防止する。</p>
<p>4 切手、はがきの管理及び会計処理について</p> <p>事業団では切手管理簿の他、日々の切手払出帳を記帳して切手の管理をしているが、一部内容が不明になっている誤差があり、また、平成15年度末の切手、はがき保有残高が異常数値になっており、その管理方法につき改善すべき点が見受けられた。</p>	<p>生涯学習センターの切手の管理に当たっては、これまで使用する職員が、必要額を保管場所から直接出し、払出帳に記帳していたが、平成16年8月以降、総務課職員が金庫から出金し、払出帳に記帳するように改善した。</p> <p>県民会館の切手の購入方法については、必要となった時点で購入するようにし、切手は貯蔵品として平成16年度決算から計上した。</p>
<p>5 計算書類総括表作成の必要性について</p> <p>事業団は、県民会館自主事業につき特別会計を行っているが、一般会計との総括表の作成が欠落している。</p>	<p>平成16年度決算から総括表を作成し、決算資料とした。</p> <p>なお、平成18年度決算から適用される新公益法人会計基準に適切に対応する。</p>

監査結果 指摘事項	改善措置
<p>6 退職給与引当金計上の必要性について</p> <p>退職給与については退職給与引当金を計上して発生主義で会計処理する必要がある。</p>	<p>平成16年度決算で期末要支給額計上方式を採用し、一括で全額を計上した。</p>
<p>7 宝くじコンサート契約書に係る入金処理について</p> <p>従前より、宝くじコンサート契約は実費精算で、実施後確定した金額を請求して支払いを受けている。ところが、平成15年度までの契約書では、契約額を「...円とする」となっていた。このため、入金額が契約書の金額と一致しない。</p>	<p>平成16年度から実費精算の実態に則した契約書に変更して契約した。変更内容は、契約時の契約額について「円以内とする」と変更し、実施検査後に確定した金額を精算するとした。</p>

意見	改善措置
<p>1 指名競争入札における指名業者の選定理由について</p> <p>指名競争入札における指名業者選定の理由が明確ではない。</p>	<p>業者選定時の検討対象業者拡大や適切な入替えを実施するとともに、指名理由、根拠等を明確にし、平成17年度からの契約について、競争性の確保を図った。</p>
<p>2 指名競争入札における指名業者の固定化について</p> <p>指名業者の適切な入替えを行い、合理的な理由のない固定化は避けるべきである。</p>	<p>(財)群馬県教育文化事業団と(財)群馬県民会館の統合メリットを生かし、業者に関する情報の共有化を図り、新規業者の選定及び指名業者数を増加することにより、平成17年度からの契約について、競争性を高め、より一層の費用削減に努めた。</p>
<p>3 指名競争入札における指名業者数の減少について</p> <p>指名業者数が減少している事例が見受けられるが、競争の利益を確保するためには、指名の数は、なるべく多いことが望まれる。</p>	<p>事業団内部で情報の共有化を図り、指名業者を統一するとともに、営業努力等熱意があり、実績を確認できた業者を新規に指名することにより、指名業者を拡大した。</p>
<p>4 積算価格の精度見直しの必要性について</p> <p>予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した事例があったが、予定価格(積算価格)の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。</p>	<p>科学館展示物は、オリジナルなものが多いため、制作した会社が、その後の保守を一者随意契約で行っていた。これを少年科学館では、保守費用の削減を図るため、平成12年度に指名競争入札に切り替えた。そのため、業者間で入札価格に大きな開きが生じる結果になった。このような経験を積み重ねることによって、適正な見積りになるよう精度を高めていく。</p> <p>事業団では、担当部署のほか管理課(複数職員)でもチェックを行い、工事後の保証契約等見落すことがないように注意し、積算価格の合理性の確保に努めている。</p>
<p>5 見積合わせを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)について</p> <p>1者随意契約はあくまでも例外処理であり、契約価格の客観性、合理性の確保及び経営管理の効率化等の観点から3者以上の見積合わせを実施するよう改善されたい。</p>	<p>見積合わせや入札にはなじまない文化事業の契約など、やむを得ない場合を除き、予定価格が10万円以上のものについては、平成16年7月以降、すべて3者以上の見積合わせを実施した。</p>
<p>6 現金出納管理について</p> <p>事業団の現金出納については事務局・総務課で手書きの金銭出納帳を記帳して管理しているが、検印制度等改善の余地がある。</p>	<p>検印が漏れていた部分については、平成16年8月以降、現金が動いたときに複数の職員で確認し検印するように改善した。</p>
<p>7 賞与引当金計上の必要性について</p> <p>プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。</p>	<p>他の公社、事業団の動向等を勘案しながら検討していきたい。</p>

意見	改善措置
<p>8 人件費の計算書類上の表示について</p> <p>事業団の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて生涯学習センター管理費として決算されているが改善する必要がある。</p>	<p>平成18年度の事業団会計から人件費を管理費・事業費に区分して実施する。</p>
<p>9 資産と費用の区分経理</p> <p>会計上資本的支出（固定資産）とすべきものが修繕費とされている事例があった。</p>	<p>平成16年12月以降発生した修繕で、固定資産の取得に該当するものについては、県の直接支出で県有財産として処理するように改善した。</p>
<p>10 施設使用料など県の資産としての現金管理について</p> <p>施設使用料などは事業団の資産ではないが、県からの預かり資産であることから、その管理は十分な注意を払う必要がある。</p>	<p>平成16年8月以降、金種表を作成し、現金扱いの担当者の引継事務をより正確にするとともに、平成16年11月以降、収入一覧表を作成し、銀行払込時に管理課長が確認押印する管理プロセスを作った。</p>
<p>11 事務処理の合理化について</p> <p>事業団では手書きの補助簿を作成して正確を期しているが、二度手間になっているだけで有効利用されていない可能性がある。</p>	<p>受託事業は46の細事業から成っており、補助簿を使用することが必要であるため、有効に利用する。</p>
<p>12 特別会計（県民会館自主事業）について</p> <p>県民会館自主事業については特別会計として処理されているが、生涯学習センター自主事業については一般会計として処理されており、会計区分の設定に一貫性がない。</p>	<p>平成17年度から生涯学習センターと同様に一般会計に組み入れた処理を行っている。</p>
<p>13 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について</p>	<p>別掲（「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照）</p>
<p>14 委託料の精算方式について</p>	<p>別掲（「各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組」参照）</p>
<p>15 県と事業団との管理委託契約における備品等の管理について</p> <p>県と事業団との管理委託契約上の委託業務の中に、備品等の管理を含める必要がある。</p>	<p>平成16年7月に、群馬県教育委員会（文化課）との管理委託契約に備品等の管理条項を設け管理委託契約を締結した。</p>
<p>16 固定資産取得に関する予算措置区分の明確化について</p> <p>事業団に管理運営が委託されている施設における固定資産の取得に関する予算措置の区分を明確にすべきである。</p>	<p>平成15年度以降、毎年度4月1日付けで締結した県と事業団の業務委託契約の事業計画において、予算措置区分を明確にした。</p>

意見	改善措置
<p>17 財務の状況について</p> <p>事業団の財務状況は退職給与引当金を計上すると、実質26,645千円の債務超過に陥っていることになるので、早急に改善措置を講ずる必要がある。</p>	<p>平成16年度決算において、退職給与引当金を計上するとともに、債務超過の状況を改善した。</p>
<p>18 理事会の強化について</p> <p>事業団は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけでなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。</p>	<p>平成17年度から理事会をこれまでの2回から2回増やし、原則として4回開催する。また、緊急の場合には、随時開催する。</p>
<p>19 経営戦略会議の活用について</p> <p>平成16年4月1日に発足した「経営戦略会議」は、理事会を補完する機能があるので、いくつかの問題点を解決し、これを活用していくことは、有効であると考えます。</p>	<p>経営戦略会議においては、事業団の中長期経営計画を協議し、必要に応じ理事会・評議員会にも諮っていく。</p>
<p>20 組織統合による効率性の追求について</p> <p>県民会館と教育文化事業の管理一元化のメリットが完全に生かされていないと思われるので、重複業務の排除及び業務の標準化・集中化による効率性の改善を検討されたい。</p>	<p>平成17年度に、重複業務の排除、業務の標準化・集中化を検討し、平成18年から実施する。</p>
<p>21 指定管理者制度への対応について</p> <p>公の施設の管理運営について指定管理者制度の導入が予定されており、事業団全体を踏まえた経営管理を重視し、中長期的な視野のもとに経営管理を実践していける人材を登用する等、指定管理者制度に向けた態勢を整える必要がある。</p>	<p>人件費については、総額の減を段階的に図るとともに、職員研修、意識改革等の人材育成に力を入れ、県民サービスの向上を図っていく。</p>
<p>22 中長期経営計画について</p> <p>現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。</p>	<p>当事業団では中長期的な視野で事業展開を図るため、平成17年3月に(財)群馬県教育文化事業団「中長期ビジョン」を策定した。平成17年度中に中長期経営計画を策定する。</p>
<p>23 人事運用の自立化について</p> <p>自立化、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略を持つことが望まれる。</p>	<p>有能な職員の登用を図るなど、主体的な人事を進める。</p>

意見	改善措置
<p>24 人件費抑制施策について</p> <p>コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求められる。</p>	<p>今年度中に人件費抑制施策を策定し、平成18年度から実施する。</p>
<p>25 行政コスト計算書の作成と活用について</p> <p>公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は事業団の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。事業団の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し、公表すべきである。</p>	<p>県との連携を図り、適切に対応したい。</p>
<p>(出資団体のあり方について)</p> <p>26 生涯学習センターの利用状況等及び今後のあり方について</p> <p>生涯学習センターは、市町村合併による大規模施設の増加で市町村または民間の施設との競合関係がさらに激化することが予想され、センターのあり方、予算規模、職員数の規模等を見直し、利用率の向上を図るとともに、県行政としての生涯学習センターのあり方を再検討すべき時期にきていると考える。</p>	<p>1 センター利用率について 以下の取り組みにより利用率の向上を図りたい。 (駐車場問題) 利用者の多い日には、公共交通機関の利用のアピールや乗り合わせを依頼する。 なお、駐車場の拡張について、生涯学習課と協議していきたい。 (視聴覚スタジオ) 先述のとおり、生涯学習センター内の視聴覚スタジオは、室内の意匠替えを実施し、平成17年1月以降、音楽練習・コーラス演劇練習等の目的で県民に開放し、利用してもらっている。 (管理課の受付業務) 平成18年6月1日をめどに「群馬県汎用受付システム」に参加するか否かを検討するため、導入検討委員会を組織し、平成18年2月中に結論を出す予定。 2 センター業務コストの見直しについて 業務内容の見直しを行い、平成16年度に比較し、平成17年度は正規職員3名を減員した。</p>
<p>27 県民会館の利用状況等及び今後のあり方について</p> <p>県民会館は利用率の向上を図るとともに、財務内容の改善、類似公立文化施設との関係のあり方及び競合等の回避または調整を図る必要がある。また将来的には施設の老朽化対策として大規模改修が避けられないが、その対策等も検討する必要がある。</p>	<p>1 利用率向上について 以下の取り組みにより利用率の向上を図りたい。 ・イベント会社、プロモーター、文化団体等利用者名簿の整理を行い積極的に施設利用の勧誘を行った。 ・施設使用後、引き続き利用して頂くよう礼状を兼ねた案内状を発送した。 ・使用予約受付後、適宜確認を行い、キャンセルによる「空き」が生じないようにした。 ・客員プロデューサーを委嘱し、自主的に県民小劇場(長唄コンサート、謡・仕舞・舞囃子の会)を開催し小ホールの活用を図った。</p>

意 見	改善措置
	<p>2 財務内容の改善について 平成16年度の退職者2名を補充せず、民間委託を行い経費節減を図った。 他団体との共催事業を拡大し、入場券販売手数料収入などの収入増加に努めた。</p> <p>3 類似の公立文化施設との関係 (県民会館の位置づけ) 大ホール(県内最大の2,000席)の特徴を生かし、他の施設では開催できない全国大会等の全県域を対象とした事業を拡充していく。 (類似施設との連携強化) 群馬県公立文化施設協議会のリーダー館として技術・文化事業・管理の3部門の研修会等を通して連携強化を図っていく。</p>

各団体共通項目：出資団体に対する群馬県の取組

意見	改善措置
<p>県派遣職員に対する人件費負担のあり方について</p> <p>県は派遣職員への人件費相当額を補助金として各団体に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。</p>	<p>職員給与支給方法と補助金の支出は全く別の観点からその必要性を吟味し実施している。</p> <p>本県の派遣職員への給与支給方法は、派遣法第6条第1項「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。」との原則としての取扱いを遵守し、各団体の支給としている。また、補助金については、各団体の個別状況を判断し、その経常的経費の一部を補助している。</p> <p>派遣法第6条第2項に例外的に県で支給できる場合の規定がある。しかし、この規定によって県が支給する場合、支給できる給与の種類に制限があること、派遣中の勤務成績の確認ができず昇給・昇格の実施が困難である、といった問題点も内在していることも見過ごせない。</p> <p>現在、公社・事業団の見直しを進めているが、あくまでも団体と県は別人格であり、団体としての自立性・主体性を高めていく必要があると考えている。そのような面から県派遣職員の原則引上げについて、積極的に取り組んでいく予定である。このことが、給与支給、補助金といった問題を含めた根本的な改善につながると考えている。</p>
<p>委託料の精算方式について</p> <p>県と県有施設の管理委託をしている各団体の業務委託契約において、委託料のゼロ精算方式は是正すべきである。</p>	<p>平成18年度からの指定管理者制度への移行に伴い委託料決定の方式を改め、指定管理者の経営努力を反映させるために、物価水準の急激な変動等、特別な事情が生じた場合を除いて、委託料の変更は行わないこととした。</p>